

令和 6 年度

厚岸町財政・経営健全化審査意見書

厚岸町監査委員

厚 監
令和7年8月29日

厚岸町長 三 浦 克 宏 様

厚岸町監査委員 黒 田 庄 司
厚岸町監査委員 桂 川 実



令和6年度厚岸町財政・経営健全化審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について審査したので、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和6年度 厚岸町一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月8日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備 考
実 質 赤 字 比 率	— (%)	14.62 (%)	
連結実質赤字比率	— (%)	19.62 (%)	
実質公債費比率	10.1 (%)	25.0 (%)	
将来負担比率	60.1 (%)	350.0 (%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度については、赤字の状態にないので、実質赤字比率は無く、問題ないものと認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度については、赤字の状態にないので、連結実質赤字比率は無く、問題ないものと認められる。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は、10.1%（前年度 11.0%）となって早期健全化基準を大幅に下回っており、本年度段階では問題ないものと認められる。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、60.1%（前年度 79.4%）となって早期健全化基準を大幅に下回っており、本年度段階では問題ないものと認められる。

令和6年度 厚岸町水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月8日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
資金不足比率	—	20	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和6年度については、資金不足の状態に無く、問題ないものと認められる。

令和6年度 厚岸町下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月8日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
資金不足比率	—	20	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和6年度については、資金不足の状態に無く、問題ないものと認められる。

別紙

令和6年度 厚岸町病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月8日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
資金不足比率	—	20	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和6年度については、資金不足の状態に無く、問題ないものと認められる。

別紙

令和6年度 厚岸町簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和7年8月8日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
資金不足比率	—	20	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和6年度については、資金不足の状態に無く、問題ないものと認められる。